

確認書

- 外国為替証拠金取引の重要事項を以下のとおり、説明させていただきますのでお取引を始める際には、十分にご理解のうえ、ご検討くださるようお願いいたします。

外国為替証拠金取引のリスク等 重要事項について

●ご確認・ご理解のうえ、 に、はっきりとチェックをいれてください。

【商品リスク】

外国為替証拠金取引「MASUMO FX」は、証拠金取引であるため、実際の取引金額が証拠金の額に比べて大きく、為替レートやスワップポイント等がおお客様の建玉(ポジション)に対して不利な方向に変動した場合、短期間のうちに損失が発生するおそれがあり、お客様が預託した証拠金の額を上回る損失が発生する可能性があります。したがって、外国為替証拠金取引「MASUMO FX」は元本や利益が保証された商品ではありません。

【価格変動のリスク】

外国為替証拠金取引は、為替レートやスワップポイント(金利差調整分)の変動により差損益が発生し、お客様は損失を被る可能性があります。また外国為替証拠金取引は、証拠金取引の性質上、実際の取引金額が証拠金の額に比べて大きく、小さな外国為替レートの動きによってお客様の保有する建玉の評価損益は大きく変動することになります。実際の取引金額に比べ、少額な証拠金で多額な取引を行うことができますので、大きな利益が期待できる半面、相場が予想に反した場合、お預けいただいた証拠金額以上の損失を被る可能性もあります。

【金利変動リスク】

決済期限の繰り延べ(ロールオーバー)を行う際に、売買の対象となる通貨間の為替市場及び金利市場等を反映してスワップポイント(金利差調整金)の受払いが生じます。一般的にお客さまが金利の高い通貨を売り建てている場合は、スワップポイントの支払いが生じます。このため、お客様の建玉の評価に変化がない場合でも、ロールオーバーの都度、預託証拠金からスワップポイントが差し引かれます。スワップポイントの受払いは為替市場及び金利市場等の変動により逆転する場合がありますので、スワップポイントを受け取っている状態から支払いに転じる可能性もあります。

【レバレッジリスク】

「MASUMO FX」は、現物の取引とは異なり、お客様が取引の担保として預託すべき証拠金の額に比べて著しく大きな額の取引を行います。この結果、相場の変動が小さくてもお客様の保有する建玉に対して不利な方向に変動した場合、短期間のうちに大きな損失が発生するおそれがあり、お客様が預託した証拠金の額を上回る損失が発生する可能性があります。「MASUMO FX」に係る取引証拠金の額に対する実際の取引金額の割合(レバレッジ比率)は、約定レート及び通貨ペアごとによって異なりますので、現時点では、レバレッジ比率を明示することはできませんが、おおむね1倍～30倍となります。レバレッジ比率は、取引される通貨ペアの約定レートに取引単位を乗じ、その額をその通貨ペアごとに決められた取引証拠金額で除して求められます。(取引証拠金額は、1単位あたりの約定代金の4%から10%を目安として設定します。例えば、米ドルが115.00円の時、1単位(1万米ドル)を約定(取引総代金115万円)したとき、この時の必要証拠金は10万円ですので、証拠金率は $10万円 \div 115万円 \times 100 \div 8.69\%$ となります。)

また、将来の外国為替の相場によっては取引証拠金の額が変更になることがあります。

確認書

参考としまして、レバレッジ比率は、次のとおりになります。(参考) ドル/円(115.00円の時)
 $115.00円(約定レート) \times 1万米ドル(1単位) \div 10万円(取引証拠金) = 11.5倍(レバレッジ比率)$

【手数料】

手数料は、1取引単位あたり片道1,000円を上限として預託証拠金から徴収させていただきます。取引数量に応じてその整数倍となります。またお取引口座によって異なり、コールセンター(通称マスディール)を通してのお取引は、1単位あたり1,000円(片道)、インターネット(通称マスウェブ)でのお取引は、1単位あたり500円(片道)となります。

【システムリスク】

インターネットシステムによる外国為替証拠金取引は、通信回線やプロバイダーの環境、システムの保守管理、システム障害時の体制、セキュリティやデータ管理等におけるリスクがありますので、取引システム又は金融商品取引業者及び顧客を結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、注文の発注、執行、確認、取消しなどが行えない可能性があります。

【信用リスク】

外国為替証拠金取引は、取引にあたり一定の証拠金を取引会社等に預託しますので、取引の相手方の信用状況に対するリスクがあります。このため取引会社等が不測の事態に陥った場合には、預託した証拠金が返還されなくなる場合があります。当該取引の証拠金は、預金保険制度、金融商品取引法、商品取引所法及びその他諸法令による保全措置が講じられているものではありません。

【カバー先】

カバー取引先はアイディーオー(IDO)証券株式会社(金融商品取引業)となります。なお、カバー先会社の信用状況に対するリスクもあります。カバー先会社の信用状況によっては損失を被る危険もあります。なお、お客様の取引先は当社であり、カバー取引先ではありません。したがって、カバー取引先は、お客様に対して責任を負うものではありません。

【為替レート】

外国為替証拠金取引の為替レート及びスワップポイントについて、当社はカバー取引先の提示するレートに基づいて、当社の判断により実際に売買可能な売値と買値を同時に提示(ツォー・ウェイ方式)しています。為替レートの売値と買値には、価格差(スプレッド)があり、マーケットの状況によりスプレッド幅は広がったり、意図した取引が出来ない可能性があります。

【両建てについて】

「MASUMO FX」では、お客様ご自身の判断で両建て建玉を持つことはできますが、為替レートの変動による損益が固定された状態になります。また、次に揚げるようなデメリットがあり、経済合理性を欠くおそれがある取引であることから、当社ではお勧めするものではありません。

- (1) 取引手数料及び取引証拠金が二重にかかること。
- (2) スワップポイントの支払いが発生し、逆ざやが生じるおそれがあること。
- (3) 仲値を基準とする売値と買値の価格差を二重に負担することになること。

(裏面へおすすみください。)

確認書

【流動性リスクと特殊な状況】

マーケットの状況によっては、お客様が保有する建玉を決済することや新たに建玉を保有することが困難となる場合があります。為替市場には値幅制限がなく、特別な通貨管理が行なわれていない日本円を含む主要国通貨の場合、高い流動性を示しています。しかし、ゴールデンウィークやクリスマス、年末年始などの休日における取引、ニューヨーククローズ間際・週始のオープンにおける取引、あるいは普段から流動性の低い通貨の取引は、当社の通常の営業時間帯であっても価格の提示や注文の成立が困難となる場合があります。天災地変、戦争、テロ、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖など、特殊な状況下で特定の通貨の取引が困難又は不可能となる場合もあります。

【強制決済制度・マージンコール制度】

為替取引では変動値幅に制限がありません。また24時間、取引が継続しているため、相場変動リスク管理が非常に重要になってきます。「MASUMO FX」では、多額の損失を未然に防ぐため、お客様の建玉をおおむね1分ごとに損益評価(値洗い)を計算し、預託証拠金維持率が**25%以下**となった場合は、お客様のすべての建玉をお客様の計算において反対売買により成行注文で決済するリスク管理システムを導入しています。なお、インターネット取引(マスウェブ取引)をご利用されているお客様には預託証拠金率が**70%以下**となった場合、「アラーム(注意喚起)」をインターネットの取引画面上(インターネット口座)に通知します。また、コールセンター取引(マスディール取引のお客様で、インターネットでお取引画面がご覧になれる方・・・申込必要)のお客様にも、取引画面上に「アラーム(注意喚起)」を通知する機能がございます。休日を挟んでの取引など、為替市場や金利市場等の相場が急激に変動した場合など、強制決済されるべき水準より不利な為替レートで決済されるおそれがあり、お客様が預託した証拠金の額を上回る損失が発生する可能性があります。

【スリッページ】

「MASUMO FX」の成行注文では、お客様の注文が当社サーバーに到達した時点で受付となりますので、タイムラグによってお客様が成行注文を出した時の為替レートと実際の約定為替レートが異なる場合があります。また、逆指値注文におきましても指定した値段に達した時点をもって成行注文として処理されるため、お客様の指定した値段と実際の約定レートが異なる場合があります。指値注文や逆指値注文の場合であっても、休日などを挟んで相場が急激に変動した場合など、お客様の指定した為替レートと異なる場合があります。

【当社のお預り資産の管理方法】

外国為替証拠金取引では、お客様が預託される証拠金を当社自身の資産とは区別して、「福井銀行本店決済用普通預金(外為口)」への預金及び「日証金信託銀行」への信託並びに上記カバー取引先への預託により分別管理しております。この内「福井銀行本店決済用普通預金(外為口)」への預金につきましては、預金保険制度による保全措置が講じられております。また「日証金信託銀行」への信託につきましては、信託契約に基づき信託保全されております。一方、カバー取引先においては信託保全の措置がなされておりません。そのため、万一、カバー取引先が経営破綻した場合等においては損失を被る場合があります。なお、お客様が当社に対する信用リスクを的確に判断していただくために、当社では監査法人による監査済みの財務諸表等を当社ホームページで公開しております。また、ディスクロージャー資料は当社ホームページアドレスをはじめ、日本証券業協会でご覧いただけます。

確認書

【税金について】

個人が行った店頭における外国為替証拠金取引で発生した益金(売買による差益およびスワップポイント収益)は、「雑所得」として総合課税の対象となります。給与所得が2,000万円以下の給与所得者で、かつ「雑所得」が年間(1月1日から12月31日まで)20万円を超えた場合には、確定申告をする必要があります。法人の場合、「雑所得」又は「事業所得」として課税対象となります。詳しくは、所轄の税務署・税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。

【税制・法令等の変更】

将来において外国為替取引等に関する税制や法令等の変更により、お客様にとって「MASUMO FX」が現状より不利になる可能性があります。

【クーリングオフ制度の適用の有無】

「MASUMO FX」では、お客様が注文執行後に当該注文に係る契約を解除すること(クーリングオフ)はできません。

【個人情報保護・勧誘方針について】

当社の個人情報取扱い、並びに勧誘方針について、ご理解いただいていますか？

《 電子交付の確認 》(書面交付に代えて、電子情報処理組織を使用する方法等)

約款・規定集の「外国為替証拠金取引『MASUMO FX』約款第21条」及び「『MASUMO FX』に関する利用及び取扱規定第9条」の内容を確認したうえで、金融商品取引法に規定される取引報告書兼残高報告書等を書面交付に代えて電子交付で受取することを承諾しますか？

《 無職の方、公金取扱者へお聞きします 》 (注:該当者の方のみ、記入してください。)

現在、無職の方、公共団体、金融機関等の公金出納扱者並びに第三者の資金を取り扱う方、及びこれに準じる方については、当社での建玉証拠金限度額を別途申出書に記載していただきましたか？

益茂証券株式会社 御中

私は、貴社の個人情報利用目的に同意し、貴社の外国為替証拠金取引を行うに際し、貴社から交付された外国為替証拠金取引に係わる「外国為替証拠金取引説明書」、「約款・規定集」等を熟読し、取引内容や仕組み、リスク等を確認し、十分に理解のうえ、私の判断と責任において、貴社と外国為替証拠金取引を行うことを承諾しましたので、ここに「確認書」をお届けします。

平成 年 月 日

住 所 :

氏名 商号及び代表者名 : ⑩

(社内欄)

お客様口座番号

()

検 印	為替事業部長	為替事業課長	管理担当役員	営業担当役員	営業管理部長	業務管理